

審議内容

事務局： お待たせいたしました。

ただ今より、第1回城陽市上下水道事業経営審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本経営審議会委員の任期は平成31年3月末で満了しており、会長、副会長の選任手続きが必要となりますことから、会長が決まるまで、事務局で会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

また、本審議会は経営審議会規程第4条第6項の規定に基づき、原則、公開としておりますので、ご承知おきください。

なお、会議進行中、撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

会議に先立ちまして、事前に郵送しております資料の確認をさせていただきます。

まずは、本日もお配りしておりますが、会議次第。次に、資料番号1「城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例」、資料番号2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」、資料番号3「城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿」、資料番号4「城陽市出席職員名簿」、資料番号5「下水道事業の概要説明」、資料番号6「城陽市上下水道事業経営審議会スケジュール予定」。その他参考資料といたしまして、「城陽市公共下水道計画図」。資料の不足等ございましたら、お申し出下さい。

それと、青色のパイプファイルをお配りしております。

今後、審議会において様々な資料をお配りすることとなりますので、資料の整理、管理をしていただくものとしてお使い下さい。

それでは、次第に基づきまして進行させていただきます。

まず、委嘱書の交付でございます。委員の皆様におかれましては、城陽市上下水道事業経営審議会委員の就任について、ご依頼をさせていただきましたところ、快くお引き受けいただき、ありがとうございます。

公営企業管理者職務代理者より、委嘱書の交付をさせていただきます。

職務代理者が順に席に伺いますので、その場でご起立の上、お受け取りく

審議内容

ださい。

《委嘱書の交付》

事務局： 経営審議会委員の任期につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から、令和 3 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。よろしくお願ひします。

続きまして、第 1 回城陽市上下水道事業経営審議会の開会にあたりまして、今西副市長よりご挨拶申し上げます。

《今西副市長挨拶》

事務局： ありがとうございます。

それでは続きまして、城陽市上下水道事業経営審議会について、でございます。

資料番号 1「城陽市執行機関等の附属機関の設置に関する条例」をご覧ください。

本経営審議会は、「城陽市執行機関等の附属機関の設置に関する条例」に基づき、城陽市上下水道事業の経営問題、将来計画その他健全な発展に関する事項について、公営企業管理者の諮問に応じ、調査し、及び審議するために設けられましたものでございます。

副市長のご挨拶にもありましたとおり、本経営審議会においては、下水道ビジョンの策定に関連し、本市の下水道事業における目指すべき方向性や、実現の方策などについて、ご審議いただくことを考えております。

今後のスケジュールにつきましては、後ほど説明をさせていただきますが、本日を含めまして全 5 回の会議の開催を予定しております。

諮問につきましては、第 2 回の経営審議会ですべて予定しておりますことから、本格的な審議は次回以降となります。

本日は、諮問に先立ち、本市の下水道事業の概要等について説明させていただきますこととしております。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、会議についてでございます。

資料番号 2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」をご覧ください。

規程第 4 条第 3 項におきまして「経営審議会の会議は、委員の過半数の出

審議内容

席がなければ開くことができない。」と規定されております。

本経営審議会の定数は12名以内としているところですが、今回、委員として委嘱させていただきましたのは10名でございます。

本日は、委員過半数の出席がありますので、会議が成立していることをご報告します。

なお、同規程第4条第5項におきまして、「経営審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。」と規定しております。

同規定に基づき、事務局のサポートとして本経営審議会の運営支援等を委託している株式会社NJS、株式会社浜銀総合研究所につきましても、今後の会議に参加させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一 同： 異議なし。

事務局： ご異議がないようですので、株式会社NJS、株式会社浜銀総合研究所の職員も会議に参加することといたします。

次に、資料番号3「城陽市上下水道事業経営審議会委員名簿」に基づきまして、順次、委員のご紹介をさせていただきます。

お名前をお呼びいたしますが、時間の都合もございますので、その場での立礼をお願いいたします。

順番は、五十音順とさせていただきますので、ご了承願います。

《委員紹介》

事務局： 次に資料番号4「城陽市上下水道職員名簿」に基づきまして、出席職員を紹介させていただきます。

《出席職員紹介》

事務局： それでは次第に基づきまして、議事を進行させていただきます。

議題1の会長、副会長の選出について、でございます。

資料番号2「城陽市上下水道事業経営審議会規程」の第3条にありますとおり、会長及び副会長は委員の互選により定めるところでございます。

審議内容

まずは会長の選出に入らせていただきたいと思います。

皆さまからのご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員： まず、会長からの選出でよかったですかね。議題は、会長・副会長と書いているのですけども。

事務局： まずは、会長を選んでいただくという中で、併せて副会長もご意見があれば伺えればと思います。

委員： そういうことですね、わかりました。

私は、前回の水道ビジョンの時に経営審議会の委員を務めさせていただいたのですけれども、前回は審議会での、やはり豊富な情報知識をもっておられます楠見委員に会長をお願いしたらどうかということでした。それと、また併せて、副委員につきましても、同じく太田委員をお願いしてはどうかというふうに思っておりますけれども。

ただ、本日新たな委員さんがいらっしゃるの、そのところは差し支えなければというような話になろうかと思えます。

事務局： ただ今、会長に楠見委員、副会長に太田委員とのご提案がございました。委員の皆様のご異議なく、楠見委員、太田委員の同意をいただきましたら、会長・副会長をお願いしたいと思いますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

一 同： 異議なし。(楠見委員及び太田委員同意)

事務局： 両委員の方のご同意をいただきましたので、経営審議会といたしまして楠見委員を会長、太田委員を副会長とすることに決定させていただきます。

楠見会長、太田副会長、席の移動をお願いいたします。

それでは、以降の議事、進行につきましては楠見会長をお願いいたします。

会長： ただ今ご指名していただきました、関西大学の楠見でございます。前回の上下水道事業経営審議会では、主に上水道事業の策定を行ったわけでございますけれども、今回また、下水道事業にかかわること、ここで審議をさせていただきたいと思えます。

先ほどの副市長のお話にもございましたけれども、日本はかなり高度な環

審議内容

境を備えているわけでございますけれども、それは城陽市も同じで、下水道の普及率というのは非常に高い、そういうものになっております。ただ、それを今後、維持管理していくうえで、非常に大きな問題が顕在化しております。これは城陽市に限らず、日本の様々な自治体においても大きな問題となっているところでございますけれども、市民生活において非常に高度な環境を維持あるいは向上していくためには、この下水道施設というのは1つの大きな重要な施設であると考えているところでございます。

ぜひ、この経営審議会のおきまして、委員の皆様方のいろいろなご意見、あるいは提言をいただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。議題②の「城陽市下水道事業の概要について」の説明でございます。事務局のほうからよろしく願いいたします。

《資料5「下水道事業の概要説明」に基づき説明》

会 長： 大変多くの資料を短時間でご説明していただきまして、全体に下水道事業だけでなく、城陽市の事業について資料等で説明していただきました。なかなかこの時間で全部を全部ご理解することは不可能だと思っておりますけれども、この際でございます、せっきくの機会でございます。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。

委 員： よろしいですか。細かいところ、いくつか、お伺いしたいと思います。

立命館大学の清水と申します。よろしく願いいたします。私自身は下水道のことをある程度わかっているのですが、細かいところもお聞きしたいのですが、まずは1つ目のところで、今回のビジョンで、あとの人員計画とかいろんなところにもかかってくるかと思うのですが、基本的にいえば、汚水だけということよろしいでしょうか。それで雨水排除については、上下水道部に入っているのですか。それとも土木部署的なところに入っているのか、まず、そこ確認したいと思います。

事 務 局： 城陽市の公営企業のほうでは、汚水だけを上下水道課で、下水道係が担当

審議内容

しているというところでございます。雨水のほうは土木課のほうで担当いたしておりますので、今回は汚水だけということで考えていただければと思います

委員： ありがとうございます。ということは、そういう雨水対策とかそういったところには十分にまた別の部署でちゃんと人員が確保されているということですね。

ビジョンのところ、やはり今どんどん下水道係で担当されている職員の方が少なくなってこられたというようなことを言っておられるのですが、どうしても今整備が終わった段階ぐらいですので、どうしても人員が削減されている状況だと思います。ただし、これから20年ぐらい経過すると、どんどん更新の時期に入ってくるかと思えます。その時にまた人が増やせるのか増やせないのか、そういったところまでビジョンのところ何か明記されるつもりなのか。そういったところございますでしょうか。

事務局： ヒトのほうにつきましては、なかなか私どもの単独では言い切れないところがございまして、こうあるべきだなという、水道のときもそういうふうな形だったので、そういうふうな形になるかなど。ヒトのほうはなかなか増えないというのが実情です。確かに整備の予定一段落したところで、他の事業体さんもやはり職員を、特に技術職員ですけども、違う部署に回されて、違う事業をやっていくと。そういうのが通例といいますか、当然建設サイドでもすることがないというのも1つありますので、そういうケースがございます。

ただ、水道も下水道も両方とも法的には、技術者としての要件がありますので、単純になくなったからよそへ持って行って使っていただいて、人材が入ってくるというところになれば、なかなかその要件を満たさない。そうなれば、すべて委託というのも1つの考え方かもしれませんが、そういうふうには現在のところなりたくないというか、したくないと思っております。

委員： もう1点、最後に細かいところですけども、有収率が非常に高く、あまりにも高過ぎるのではないかと思います。雨水等が汚水管に入ってくる

審議内容

ことを不明水と言いますけれども、不明水が 2 割から 3 割あると言われてい
ます。多いところだったら、いわゆる汚水量の 2 割ぐらいい出てきているとい
うふうなところも分流式ではあると言われてはいますけれども、管路とかマン
ホールとかある程度新しいから今の数値なのか、それが劣化してくると、も
うちょっとそのあたりが増えてくるのかとか、そういった情報はあるのです
か。有収率が 98%という高いレベルってなかなか聞かないなと思いましたが
ので、ぜひちょっと細かいところですけども、わかる範囲で教えて頂きたい
と思います。

事務局： 確かにおっしゃられる通り、有収率はかなり高くございます。流域下水道
のほうから、やはり雨がたくさん降ると処理場に影響を与えるぐらい、やは
り雨水が浸入しているという状況でございます。まだそれを含めても有収率
が高いという状況でございます。これは、木津川流域のほうのほとんどの地
域が高いというところもございます。

何か対策をとということでございますが、近年は整備の後ほどになればマン
ホールにつきましても穴が開いてないような状況のマンホールを使っていっ
ていますし、マンホールの鉄蓋の交換がやはり 1 番下水道の場合多くござい
ますので、更新する際には穴開きを、臭いの関係もありますけれども、なるべ
く穴のないマンホールを使うというふうな形にもなってきております。ただ
おっしゃる通り、やはり取付管のところやはり生垣とかありますと、根が
侵入して不明水が入ることもあります。やはり多くは誤接続、宅内での排
水設備のほう、公共汚水柵に繋ぐ際に、間違っって雨水が繋がれているとい
うところもケースとしてはございます。ただ、なかなか検査に行ったりしま
すけれども、それはあくまで申請をされたなかで、新設されたときの検査にな
りますので、その後、改造されるときに申請を出していただければ若干防げる
ケースもあるかもしれませんが、個人で簡単に繋がれるケースもござい
ますので、雨水が入ってくるというケースがなかなかこう防げないというか、
確認できないという状況もございます。

会長： ほか、いかがでしょうか。ご意見等ございますでしょうか。

審議内容

委員： ちょっと根本的なことがわかっていないので、教えていただければと思いますけども、31 ページで、地震対策の取り組みっていうのがありまして、京都府下では下から 2 番目、地震対策が急務という形で記載がされてあったのですけども。これは具体的な部分っていうのはイメージできないのですけども、たとえば震度 4 が起こると、このへんのものが使えなくなって何か影響が出るのかとか、そういう部分っていうのが全然イメージできない、どういうふうにイメージしたらいいですか、急務って。実際地震が起こるとどんな感じになるのかとっていうこと自体、もう僕らはわからないので。そのあたりをちょっとご説明いただけたらと。

事務局： おっしゃる通り、ちょっとこれわかりにくいのですけども、全国的な評価といたしまして、こういう指標しか今出てないというところがございます。管路の耐震化率というのは、個々に水道みたいにオープンにされていけばわかりやすいのですけども、これは一体化しておりまして、ちょっとわかりにくいところがございます。先ほどもちょっと説明ありましたように、管路の耐震化については四十数パーセントということがありますので、地震に対して被害がゼロか、といったらそうではないのですけど、半分程度は幹線についてはできているというような状況でございます。

あと、この点数につきましては、BCP という計画が、見直しが必要で、こういうウエイトもかなりありますので、それができてから防災訓練を実施というところもありまして、この 2 つのウエイトがかなり高いというところがありますので、たとえば、よその市町で耐震化率はもうちょっと低いのですけども、BCP ができている、訓練ができているとなれば、かなり高い数字になったりしますので、一概にこの比較は難しいかなというところでございます。

会長： よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

事務局： すみません、先ほど清水委員からのご質問があった有収率の関係で、ちょっとほかのデータ、細かいデータがございますので、ちょっとご案内させていただきます。城陽市が 99% 程度ということでご案内申し上げたところでございますが、近隣の法適用事業で言いますと、宇治市が 90%、八幡市が 97%、

審議内容

木津川市が 98%、長岡京市が 81%。こういったところなので、京都府の南部市は比較的と言いますか、高い水準の有収率というところが出ておるところでございます。京都府の法適用全体の有収率で言いますと 88%なので、京都府自体が比較的高水準な有収率っていう数字が統計上出ている状況でございます。補足させていただきました。

会 長： ほか、いかがでしょうか。

副 会 長： 今後の議論を進めていく時の大きな課題になると思うのですが。今の池田委員の質問なんかでも、最後のまとめのところの、モノのところね、管路の地震・老朽化対策の推進が必要だと、こういうふうなビジョンを作ったなかなか大きな目標という感じになっていますよね。その時に具体的な地震対策として何があるかっていうことと、管路の耐震化っていうこと以外に別のファクターによって、数字が出されている。このビジョンで目的とするのは、今の 18%かな、低い率を挙げていくのが目的なのですが、現実の問題として管路の耐震化を目標として四十数パーセントと言われている管路の耐震化率を、たとえば 60%に上げるとかだったりすることを、このビジョンの目的にするのか、これ、どちらでしょうか。

事 務 局： 当然耐震化を上げていきたいと考えておりますので、まずは耐震化率を上げると。純然たる管渠としての耐震化率を上げていくと。それと合わせまして、ここである通信簿があるのですけども、BCP 計画を見直しして作っていく。さらには、それに伴って訓練を実施するという事に繋がっていくと思っております。

副 会 長： しつこいですけどね、つまり後者のほうでしたらね、そんなにお金がかからないわけですよ。通信簿を上げていくっていう、つまりそういう内部の作業、たとえば防災訓練を実施するとかいうふうなことをすれば、点数上がるでしょうね。それで非常に城陽市さんのそういう点数が上がる。一方で、管路の耐震化っていうのはハードの整備になるので、1km いくらってものすごいお金がかかっていくわけですよ。ですから、そういうものに、今、非常に財政の厳しいときに、目的としてそういうことで行くのかどうかという、

審議内容

最初の出発点として、ちょっとこの資料の説明として、何が目標とされているのかというのが、ちょっと不明なところかなというふうに思いますけど。そこを、次のビジョンを考えるにあたって、どういう目標というか、目的でそういうふうやっていくのだということを、もう少しわかるように。例えば耐震化率であれば、実際の耐震化率を示されて、次のたとえば 10 年間のあいだにどれぐらい推し進めていくとか、またそれに対してどれぐらいの投資が必要になって、財政的にはその負担ができるのかってという議論に進んでいくというふうに思いますけどね。そのへんは少し整理していただきたいなと思います。

それと、全然話違う、私は下水道のものが、知識として持っているので、どうしても思うのですけど。今の単独公共下水道の場合ですと、処理場持っているので、処理場の処理水量っていうのがの自前でわかりますよね。流域の場合ですと、幹線が通過していますよね。たぶん、城陽市の入口のところで計られて、出口のところで計られて、その差が城陽市の流入量だっていうことだという計算だろうと思うのですが、そういうことでいいのですかね。

事務局： その通りでございます。

副会長： その場合、数字として持っておられるのは、あくまでも京都府さんであって、城陽市さんではないのでしょうか。京都府さんから年間これぐらいの水が入ってきましたよって、こういう動きだろうけどね。今、ちらっと長岡京市さんの 80%という数字が出たと思うのですけど、意外と桂川の流域の場合でいうと、かなりそういう侵入水というのかな、80 ぐらいって、たぶんなっているのではなかったかなと。京都市の場合、もっと低かったように思う、かなり京都府さんが不明水対策として言われたことがあるのですけど。やっぱり、下水道を整備するにあたって、汚水だけで今やられていると、雨水っていうのを全部基本的に排除して、汚水だけっていう。ところが、割と、桂川の場合は雨水対策がかなり大きなウエイトを占めていて、下水道事業のなかに雨水も一緒にやるっていうことになってくると、要するに変な言い方ですけど、緊急避難的に家庭内排水の時に、そういうようなこととしてはいけ

審議内容

ないことになっているのですが、その実際に住んでいる住民からしてみたら、水があふれてきた時に、そういう場合に備えてって、何かそういう、うやむやしたものが、特に京都市の場合は合流式ですので、特にそういうようなことについては、結構あると思うのですよね。そのへんが下水道という考え方をすると、雨水については別の部署でやられると、汚水だけになると、もう完全にガチガチになって、もうこれだけっていうようなことに結果としてなっているのかなというふうに思うのですが、そのへんの分析はされているのか。

事務局： おっしゃる通りだと思います。確かに近年、この辺りでもやっぱり床下浸水ぐらいはありますので、ご利用されている方につきましては、よく知っておられる方でしたら、公共汚水ます、自分の宅内地にあるますを開ければ、一定流れていくというところが、やはりひどい雨の時には、かなり処理場がパンクする程度、流れていっている時があるみたいなので、そういうケースは過分にあるのかなと思います。ただ、ちょっとその特定まではなかなかいけない。おっしゃる通り、まだ上下水道課のほうでは汚水しか扱ってないところもありますし、雨水のほうにつきましては、京都府さんが主体で古川の改修工事とかやっていますので、一定その分で雨水排水のほうは処理できているのではないかなと。床上浸水はなくなるような形にはなりませんし、そのほうで検討していただきまして、それに合わせて市でも河川というか、都市下水路というか、そこを改修されているところもありますので、ちょっとはマシにはなるのかなというふうには思っております。

会長： ほかに何かございますでしょうか。

今の副会長のお話で、私もちょっと気になっているところは、耐震化率ですね。これを上げていくというのはたぶん、1つ大きなミッションだと思います。ただその時に、ただ単に上げるだけだったらもう、別にそんなに複雑なものではないのですが、やはり長期借入金・企業債等がかなり城陽市では詰まっております。ただ、普及率は九十数パーセントまでいっていると。ただ、職員数が少ないという、何重かの絡み合った問題が下水道事業にはあ

審議内容

るかと思えます。ただ、今ちょっと説明していただきましたけども、こういう企業債どんどん詰まってきたと。減ってきているのですけども、だけど普及率上がってきて、だけど耐震化率が年々上がっていないと。これは今までの城陽市さんの下水道事業として、何を重点的にされている、普及率を重点的にされてきたのですか。

事務局： まず、普及率を上げると。整備率を上げて、当然使っていただける状態にすると。まずそれが第一ということで、比較的周辺と比べても短期間で整備が終わったと思っているところがございます。やはり短期間でやることによって、企業債がいつときに膨らんでいるというところがございます。そのへんが、やはり経営のほうにもかなり影響しているところがあるかなというふうに考えています。

会長： 今後は、まだ更新の時期を迎えているものはないということなので、今度はその更新時期のほうも見据えたことを、ここで審議していく必要があるのでしょうか。

事務局： ビジョンは目先のことにとらわれず、長い期間で考えていくべきものだと思っていますし、そのなかで 10 年程度の下水道ビジョンの計画期間というふうな形を取りたいと思っていますので、まずは長期的な観点を考えつつ、現実には 10 年程度ということで、まず耐用年数から言いますと、本市の下水道が整備し始めてから 10 年たってもまだ耐用年数にはこないというところですけども、それと同じような整備というか更新をしてしまうと、また山が同じように来ますので、どうしても平準化していくということは、前に倒して後ろに延ばすというふうなことが考えられますので、当然そういうような形でやっていきたいと。ですから、ここ 5 年とか、そういうオーダーでは出てこないかもわかりませんが、やはり 5 年以降後には若干でもしていかないと、次の更新がまた、費用的にも大変になってくるというところも考えられます。また、実際の耐震化率の向上も目指していかないといけないというところもありますので、幹線管渠から徐々に始めていきたいというところはございます。

審議内容

会 長： どうでしょうか。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

副 会 長： すみません、次の時にいろいろと審議する場合がありますけれども、財政問題は、見ていると厳しい状況が続いていますので、その時にちょっと理解を深めるためにも、たとえば料金はこれぐらいの数字になっていますっていうのはあるのですけど。赤字っていうことですよ。その場合に、大体下水道使用料のかなりの部分が、管路の管理費よりも、終末処理場で使う費用のほうが多いと思うのですよね。それがたぶん、城陽市さんの場合には、京都府さんが処理するから、維持管理負担金みたいな負担金として、 m^3 当たりいくらっていう形で負担されていると思うのですけど。そのへんのところの、たとえば洛南と、あまりこんなこと言うと京都府さんになるのですけど、やっぱり桂川でやっている、その流域の分とかね、要するにどれくらいそういうものに負担しているのかっていう。水道の場合、受水の問題で、任意で取る・取らないっていうところがかなりあると思うのですけど、下水道の場合には同じ、いつもやる場合である府営水道と、その流域下水道の場合、これはもう義務的に流れていくので、やむを得ず払わざるを得ないけど、京都府さんが年間を通じて、これだけのかかったお金を流れてきた水で割って、じゃ、君たちはいくらっていうので、価格として、その流れてきた水に負担を求めていると思うのですよね。その場合に、じゃあ、京都府さんが実際に終末処理場にかかる費用について当然いろいろ議論が、下手なことをしてはとは思わないのですけれども、そういう比較検討をするときに、かなりその部分が大きく原価として、ウエイトとしてどれぐらいあるのかなというのをちょっと。議論の対象とされる、このお金は変な言い方ですけども、城陽市さんとしてはもう経営努力しようのないお金ですよ。京都府さんからくらって言われたら払わざるを得ない。それ以外の経費について、どれだけしているっていう。トータルとしてたぶんその率がどれくらい、なんか今、もし率がわかれば今のところ教えてほしいのですけど。そういう何かね、もう少しその原価の有り様についても資料として出していただいて、どこに充てている

審議内容

のかっていうことについて、城陽市さんだけの経営努力では、致し方のないことがもしあるとしたらば、その部分についても少し皆さん方と一緒に議論して理解を深めていかないと、何かものすごく、これだけ値段的にも平均よりも使用料が高いのに、なおかつ赤字になっているっていうね。どこに原因があるのか、城陽市さんがサボっているように捉えかねないので、ちょっとそういう資料といいますかね、経営面での分析っていうものを、もしあれば次回に出していただければ。

事務局： 今、太田委員からご指摘いただいたことに、次回出しますけど、ざくっと申し上げますと、下水道で使用料として約 12 億 5,000 万円を市民の方から使用料としてちょうだいしています。1 年間、決算として。そのうち木津川流域下水道維持管理負担金ということで、京都府さんに処理してもらうために払っているお金が約 4 億 3,000 万円程度。だから 3 分の 1 程度は、稼いだ金の 3 分の 1 程度は京都府さんの処理代としてお支払いしているというのが、ざくっとしたものです。

副会長： それ、原価としてはそれだけですか。建設負担金とかは抜きにして。原価としてそれを使っているのですね。

事務局： ただ今の数字に関しましては維持管理ということでございますので、これのほかにおっしゃられております建設負担金。これに関しましては、京都府さんの工事の状況で、毎年全然違う数字になりますので、ちょっといくらということではなかなかお伝えできないのですが、参考に、平成 30 年度の京都府の流域下水道事業費として支払った額が、こちらは税込みでございますが、約 4,300 万円を払っております。

会長： 今、副会長がおっしゃったように、たとえば 34 ページの下水道使用料が城陽市の場合は約平均、全国平均よりちょっと上ぐらいになります。2,808 円ですか、月当たりですね。この 2,808 円のうちの京都府の支払いの分、こっからどのぐらいいっているのかとか、そういうちょっとわかりやすい資料を次、提示していただければと思っております。よろしく願いいたします。

ほかいかがでしょうか。

審議内容

委員： 今の話に関連するところですが、35 ページのところ、副会長からもかなり財政状況が厳しいということだったので、ずっと資金が不足しているという状況で推移しておりますので、収益といわゆる支出のところ、経営的にどういうふうになってきたのか、累積的にどうなっているのか、これをほんとにこれからどうしなければいけないのかというところを議論していくところも必要かもしれません。このあたりについても次回以降に資料をお出しただけならと思います。

会長： はい、いかがでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

それでは、また何かご質問ございましたら、事務局のほうに直接ご質問等していただいても結構かと思えます。

それでは次、3 番目、今後のスケジュールについてということでございます。事務局、よろしくお願いいたします。

《資料番号6「今後のスケジュール案」に基づき説明》

会長： ただ今、事務局から今後のスケジュールについての説明がございました。

何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今のだいたいのスケジュール予定ですね。令和元年度から2年度にかけてのスケジュールを、ほぼ、この形でさせていただきたいと思えます。多少前後するかもわかりませんので、この形のほうでやっていきたいと思えます。

では、次回の日程でございます。9月の下旬を予定しておりますけれども、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局： 次回の会議でございますが、9月24日の火曜日、場所は本日と異なりまして、北部コミュニティーセンターの会議室、ここの庁舎の1階になりますけれども、そちらで予定をしております。

時間につきましては、午前10時からの開催としたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長： はい。次回9月24日、午前10時ということで、ここの建物の1階で開催ということでございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

審議内容

委員： 結構なのですが、エンドの時間を決めといていただいたほうがありがたいのですが。10時から12時とか。別に時間に困るということではないのですが、スタートとエンドを一応、めどを付けていただいたほうが、皆さん、ご予約が付きやすいのかなと思いますので。よろしくお願いします。

事務局： 一応、会議につきましては2時間程度と考えておりますので、12時には終わりたいと思っております。また、昼から開催するときも、3時から5時、だいたい2時間程度という考えではおりますので。ただ、今もちょっと進みますと、時間がかかるかもわかりませんが、基本的には2時間程度を考えております。

会長： 私のほうも時間の管理はきちっとしていきたいと思っておりますので、あまり時間を延長するというようなことはできるだけ避けたいと思っておりますので、皆様方、それはご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次回24日開催ということでさせていただきたいと思えます。

本日の案件は以上でございます。この後の進行を事務局のほうにお返しいたします。

事務局： 楠見会長、ありがとうございました。

本日予定しております議題につきましては以上でございますが、その他、委員の皆様から何かご意見やご要望等がございましたらお受けしたいと思えますが、何かございますでしょうか。

何かございましたら、また事務局までご連絡いただければ結構かと思えます。それでは閉会に当たりまして、城陽市公営企業管理者職務代理者 上下水道部長の大喜多より、ごあいさつ申し上げます。

《大喜多部長挨拶》

事務局： 本日は長時間にわたり有り難うございました。

以上で散会とさせていただきます。

以上